

呉市ごみステーション設置要領

（目的）

第1条 この要領は，法令その他別に定めるものを除くほか，呉市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成5年呉市条例第16号。以下「廃掃条例」という。）第21条第2項，第3項で規定する呉市一般廃棄物処理実施計画で定める家庭系廃棄物の排出場所（以下「ごみステーション」という。）の設置及び維持管理について，必要な事項を定めることにより，効率的で安全な収集・運搬を実施し，適正な維持管理を行い，地域の環境美化の推進を図ることを目的とする。

（所管課）

第2条 前条に規定するごみステーションに係る事務は，環境業務課において所掌する。

（種類及び定義）

第3条 ごみステーションにおける家庭系廃棄物の収集は，次に掲げるごみの種類に分別して行う方法によるものとし，詳細については，環境業務課が毎年度発行する呉市ごみ出しカレンダーにおいて記載する。ただし，地域の実情に応じて市長が必要と認めるときは，別の収集方法を定めることができる。

- （1）燃えるごみ 台所のごみ，再生できない紙くず，プラスチック類，木くず，布類並びにこれらと質的に同等に取り扱えるものをいう。
- （2）燃えないごみ 金属類（再生できる缶類を除く。），陶磁器，ガラス類（再生できるガラス類を除く。），灰類並びにこれらと質的に同等に取り扱えるものをいう。
- （3）資源物 飲料用，食品用の空き缶，ペットボトル，空き瓶等並びに新聞紙，雑誌，段ボール，牛乳パック，紙類等をいう。
- （4）有害ごみ・危険ごみ 電池類，蛍光管，水銀体温計，スプレー缶，小型カセットボンベ，使い捨てライター等をいう。
- （5）粗大ごみ 家具類，寝具類，中・大型家電製品（特定の家電製品を除く。）等をいう。

2 この要綱における用語の定義は，次の各号に定めるところによる。

- （1）排出禁止物 廃掃条例第22条に定めるもの。
- （2）占有者 廃掃条例第21条第2項に規定する占有者（土地又は建

物の占有者)をいう。

(協力義務)

第4条 市民は、第1条の目的を達成するため、適切なごみステーションの設置及び保全に協力するものとする。

2 集合住宅（同一建造物で住戸が30戸以上有するもの。）並びに住宅団地（計画戸数が30戸以上）を建設する者等は、法令その他別に定めるものを除くほか、この設置要領に準じて、ごみステーションの設置及び保全に協力するものとする。

(台帳)

第5条 環境業務課の長（以下「環境業務課長」という。）は、ごみステーションの状況を明らかにするため、別に定める様式のごみステーション台帳を備えるものとする。

(申請者)

第6条 ごみステーションの設置等について、次の各号に掲げる者（以下「申請者」という。）が申請できるものとする。

- (1) 自治会長
- (2) 連絡区の代表者
- (3) 建主、開発業者又は管理者（集合住宅、住宅団地に限る）
- (4) 前各号に準ずる者で、市長が特に認める者

2 申請者は、別に定める様式により利用開始日の30日前までに、申請するものとする。

(基準)

第7条 1箇所当たりのごみステーションの利用世帯数は、概ね30世帯とする。

2 ごみステーションの設置等に当たって、必要な措置は申請者において実施するものとし、次の各号の条件に適合する場所に設置しなければならない。ただし、地形等の状況により、これによりがたい場合は、別に協議する。

- (1) 収集作業上、危険な場所でないこと。
- (2) 利用者及び近隣者の合意があり、かつ空き地を利用する場合は、土地権利者等の承諾があること。

(3) 公共施設（道路を含む。）の一部を利用する場合は、施設管理者に予め協議の上、必要な同意を得たものであること。

(4) 公道に面する場所で、じん芥収集車が容易に転回又は通り抜けができること。

(5) 車両や歩行者の通行の妨げにならないこと。

3 ごみステーションの面積等は次のとおりとする。

(1) ごみステーションのための工作物を設ける場合は、原則として、間口2メートル、開口部1.8メートル、奥行き1.5メートル以上とし、概ね3.0㎡以上を基準とし、床はコンクリートの打放しの上、必要な排水枥を設けることとする。

(2) 公共施設又は住宅敷地等の一部を利用する場合は、事前に環境業務課長と協議の上、排出及び収集に支障のない面積等を確保しなければならない。

(3) 環境業務課長は、必要に応じ、ごみステーションである旨を周知するため看板を設置し一連番号を付すことができる。

4 ごみステーションの位置の変更等についても、前各項を準用する。

（現地調査）

第8条 市は、第6条に定める申請があった場合、必要に応じて申請者に立ち会いを求め、現地を調査することができる。

（収集同意）

第9条 環境業務課長は、ごみステーションの設置等について支障がないと認めるときは、必要な基準を定めてすみやかに収集について同意するものとし、効率的で安全な収集運搬計画の作成に努めなければならない。

（排出）

第10条 申請者は、環境業務課長から、ごみステーションの設置等の同意の連絡を受けたときは、占有者に対して収集日等の必要な事項について周知しなければならない。

2 占有者は、土地又は建物が所在する地域の申請者によって指定されたごみステーションに、別に定める基準に従い排出することとする。ただし、自らが市の指定する処分施設へ搬入する場合はこの限りでない。

3 廃掃条例第24条に規定する多量の燃えるごみ等（1日平均5キロ

グラム)は、ごみステーションに排出することができないものとし、占有者は、自らが市の指定する処分施設へ搬入するか、又は市が許可した固形状一般廃棄物処理業者へ処理を依頼しなければならない。

(維持管理)

第 11 条 申請者及び占有者（以下「申請人等」という。）は、ごみステーションを利用するに当たって、市で別に定めるごみの出し方の分別等の基準を守るとともに、排出禁止物等の排出抑制に努め、相互に協力して環境美化及び清潔の保持に努めるものとする。

2 市は、ごみステーションの適切な維持管理に支障があると認められるときは、廃掃条例第 25 条の規定により、申請者等に対して改善等の必要な措置について指導できるものとする。

3 市は、改善等の指導を受けた申請者等が必要な措置を講じなかった場合、廃掃条例第 26 条により当該燃えるごみ等の収集を拒否することができる。

(補足)

第 12 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、環境部環境業務課長が別に定める。

付 則

この要領は、平成 14 年 2 月 1 日から実施する。

改 正 平成 21 年 4 月 1 日

改 正 令和 2 年 4 月 1 日

改 正 令和 6 年 8 月 1 日